

令和 8 年 7 月 31 日

保険医療機関 開設者 様

近 畿 厚 生 局

施設基準の届出の確認について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準を届け出ている保険医療機関は、毎年 8 月 1 日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされています。

つきましては、8 月 1 日現在で貴院が届け出ている施設基準について要件を満たしているか、下記の手順により貴院で確認して、施設基準の要件を満たしていないものがある場合に限り、別紙 2 - 2 の「施設基準の届出の確認について（報告）」により、令和 8 年 8 月 31 日（月）までに提出してください。

記

1. 施設基準の確認手順について**（1）施設基準の要件の確認**

- ① 8 月 1 日現在で貴院が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか貴院で確認してください。
- ② 貴院が届け出ている施設基準が不明の場合は、近畿厚生局ホームページに掲載している「届出受理医療機関名簿」をご参照ください。

（2）施設基準の要件を確認した結果

- ① 要件を全て満たしている場合は、別紙 2 - 2（報告用紙）の作成は不要です。
- ② 要件を満たしていないものがある場合は、別紙 2 - 2（報告用紙）の「要件を満たしていない施設基準名」の欄に、当該施設基準名を記入のうえ、提出してください。

併せて、施設基準の「辞退届」を提出してください。

2. 届出が不要となっている施設基準の要件の確認について

届出が不要となっている下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で確認してください。

なお、要件を満たしていない場合は、診療報酬を算定できないので、ご注意ください。

(届出が不要となっている主な施設基準)

※ この施設基準のみ要件を満たさない場合は、上記 1 (2) の報告は不要です。

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| ・ 夜間・早朝等加算 | ・ 遠隔連携診療料 |
| ・ 明細書発行体制等加算 | ・ 認知症専門診断管理料 |
| ・ 特定疾患療養管理料 | ・ 連携強化診療情報提供料 |
| ・ 耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料 | ・ 歯科遠隔連携診療料 |
| ・ アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料 | ・ 歯科訪問診療の注 22 に規定する医科連携訪問加算 |
| ・ 小児抗菌薬適正使用支援加算 | ・ 一般名処方加算 |
| ・ がん治療連携管理料 | |

3. 提出先及び問い合わせ先

前記の報告書等は貴院の所在地を管轄する府県事務所等へ提出してください。

府県	提 出 先 お 問 い 合 わ せ 先	
福 井 県	近畿厚生局 福井事務所	〒910-0019 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎7階 TEL 0776-25-5373
滋 賀 県	近畿厚生局 滋賀事務所	〒520-0044 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎6階 TEL 077-526-8114
京 都 府	近畿厚生局 京都事務所	〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691 りそな京都ビル5階 TEL 075-256-8681
大 阪 府	近畿厚生局 指導監査課	〒540-0011 大阪府中央区農人橋1-1-22 大江ビル8階 TEL 歯科 06-7663-7666 医科 06-7663-7663
兵 庫 県	近畿厚生局 兵庫事務所	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎2階 TEL 078-325-8925
奈 良 県	近畿厚生局 奈良事務所	〒630-8115 奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル2階 TEL 0742-25-5520
和歌山県	近畿厚生局 和歌山事務所	〒640-8143 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎5階 TEL 073-421-8311